

1/23(金)

至急

市教委から通知です。

7 教高第 1048 号
令和 8 年 1 月 23 日

各市町教育委員会教育長 様
(学校組合)

愛媛県教育委員会副教育長

綱紀の保持及び服務規律の確保について (通知)

このことについて、平素から周知徹底に努めていただいているところですが、この度、18 歳未満の者に対する不適切な行為及び交通違反 (53km/h の速度超過) により、県立学校に勤務する教員を懲戒処分 (免職、戒告) とする事案が発生しました。

県立学校では、昨年 10 月 14 日に教員が不同意性交の疑いで逮捕される事案が発生し、12 月 23 日には、窃盗による停職処分及び体罰による減給処分を行うなど、不祥事が相次いでおり、全県をあげて教育に対する信頼回復に努めている中、このような事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

このような事態を、教育に携わる全ての者が重く受け止め、一刻も早く信頼を回復できるよう、これまで以上に綱紀の保持及び服務規律の確保に教職員が一丸となって取り組む必要があります。

ついては、特に次の事項について、貴管下に所属する全ての教職員に周知徹底いただくとともに、適切な指導をお願いします。

記

- 1 教職員としての品位を傷つけ、社会的信用を失墜することのないよう、法令遵守について教職員に訓示するとともに、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメント、金銭問題、男女問題、交通事故・違反、体罰等の非違行為の未然防止を徹底すること。
- 2 学校は、生徒や教職員に関する個人情報を取り扱っていることを十分認識し、管理体制全般について再点検を行い、情報の適切な保管・管理を徹底すること。
- 3 相談・指導体制の見直しを行い、管理職が教職員の抱える課題や問題点を把握して共にその解決を図ることで服務規律が確保され、非違行為につなげることがないように十分に留意すること。
- 4 あらゆる機会を活用して、非正規採用者を含む全ての教職員に綱紀の保持及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、学校への所属感の高揚を図り、教育に携わる者としての倫理観・使命感・責任感を確固たるものとする。特に、不祥事防止のためのチェックリストの内容を校内研修により十分に確認させ、不祥事の発生を未然に防ぐ意識を常に高く持たせるとともに、相互に注意喚起する気運の醸成に努めること。
- 5 「教職員の懲戒処分の指針」についての理解を深めるとともに、不祥事の結果、本人が社会的、経済的に制裁を受けるのはもちろん、家族にまで影響を及ぼし、生活を破綻させるといった事態を招いてしまうこと、そして何よりも、児童・生徒に大きな影響を与え、本県教育への県民の信頼を大きく損ない、以後の教育活動に支障を生じさせかねないことなど、多大な影響を及ぼすことを十分認識させ、所属する全ての教職員一人一人の意識の向上を図ること。